⑸　次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任（監理）技術者を当該工事に配置できること。

①　専任の主任（監理）技術者が、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、専任を要する期間は、工事現場が稼動（準備工事を含む）している期間とする。

②　配置予定技術者の工事経験

現場代理人又は専任の主任（監理）技術者のうち１名以上（特定建設工事共同企業体を構成する場合は全構成員のうち１名以上）が平成11年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した、次に掲げる工事の施工実績を有すること。経験者を複数名配置しても良い。（下記ａ）を必要とする。）

ａ）ＰＣ（ＰＲＣを含む）連続箱桁橋の工事（特定建設工事共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

③　専任の主任（監理）技術者を配置する場合にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、技術資料提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

④　監理技術者にあっては、開札時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑤　次の掲げる基準を満たす管理技術者及び照査技術者を当該業務に配置できること。

㋐　設計管理技術者は、設計業務等にあたり、下記に定める業務経験のいずれかを有することとし、日本語に堪能（日本語の通訳が確保できれば可）でなければならない。

ａ）技術士［総合技術監理部門（建設―鋼構造及びコンクリート）］

ｂ）技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］。平成12年度以前の試験合格者。

ｃ）技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］。なお、平成13年度以降の試験合格者の場合には、技術的業務の実務経験を７年以上有し、かつ建設部門に該当する業務に４年以上従事している者。

ｄ）ＲＣＣＭ（鋼構造及びコンクリート部門）

㋑　照査技術者は、下記に定める業務経験のいずれかを有しなければならない。

ａ）技術士［総合技術監理部門（建設―鋼構造及びコンクリート）］

ｂ）技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］。平成12年度以前の試験合格者。

ｃ）技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］。なお、平成13年度以降の試験合格者の場合には、技術的業務の実務経験を７年以上有し、かつ建設部門に該当する業務に４年以上従事している者。

ｄ）ＲＣＣＭ（鋼構造及びコンクリート部門）なお、外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課）を受けている必要がある。技術資料提出期限までに当該認定を受けていない場合にも技術資料を提出できるが、この場合、技術資料提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が競争参加資格の確認を受けるためには開札の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

⑹　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、地域２において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。

⑺　特定建設工事共同企業体を構成する場合は、次に掲げる事項を満たしていること。

①　各構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

②　各構成員が当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

③　中日本高速道路株式会社が別に定める共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が提出されていること。

④　各構成員の出資比率は２者で構成される場合は30%以上、３者で構成される場合にあっては20%以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

⑻　記１に示した工事に係る設計業務等の請負人又は当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価に関する事項

⑴　総合評価落札方式の仕組み

本工事の総合評価落札方式は、競争参加資格確認資料の提出に併せて総合評価提案資料を提出していただき、当該資料に記載された技術提案内容の評価による技術評価点と、入札書の価格により算定される価格評価点とを加算した総合評価点が最も高い者を落札者とする総合評価落札方式である。

その概要を以下に示すが、具体の技術的要件及び入札時の評価に関する基準については、入札説明書による。

⑵　評価項目及び評価指標

工事目的物の性能・機能に関する事項の性能・機能及び社会的要請に関する事項の特別な安全対策、環境の維持を評価項目とする。評価項目を達成するため、「品質管理」、「安全管理」、「環境対策」を評価指標とする。

⑶　評価項目内容

評価項目内容は、下記のとおりとする。なお、技術提案は、評価項目毎に３項目以内とし、評価項目毎に４項目以上の場合は、不適格とする。また、技術提案が１項目でもない場合は、不適格とする。

①　性能・機能「品質管理①」

上部工コンクリートの品質向上対策とその効果（目標とするひび割れ指数を記載すること）

②　性能・機能「品質管理②」

斜ウエブコンクリートにおける表面の性状（密実性）に対する品質管理の手法・体制及び補修方法

③　性能・機能「品質管理③」

剛結部コンクリートにおける空隙防止対策及び空隙確認・補修方法

④　特別な安全対策「安全管理」

海老名ＩＣＤランプ、小田急小田原線、県道横浜厚木線及び側道に対する施工時の飛来落下等の安全対策とその効果

⑤　環境の維持「環境対策」

隣接する民家に対する資材運搬時及び作業時の騒音・振動対策とその効果

⑷　評価項目の評価基準

評価項目の評価基準は、下記のとおりとする。

①　優：標準案に比べ、非常に優れているもの

②　良：標準案に比べ、優れているもの

③　可：標準案と同等であるもの

⑸　評価点の付与方法

評価点の付与方法は、評価者が評価基準（優／良／可）に基づき判定した下記の項目別配点の平均点で評価し付与する。【判定方式】

①　性能・機能「品質管理①」
項目別配点　優30点、良15点、可０点

②　性能・機能「品質管理②」
項目別配点　優30点、良15点、可０点

③　性能・機能「品質管理③」
項目別配点　優10点、良５点、可０点

④　特別な安全対策「安全管理」
項目別配点　優15点、良7.5点、可０点

⑤　環境の維持「環境対策」
項目別配点　優15点、良7.5点、可０点

⑹　落札者の決定方法

総合評価提案資料に記載された内容の評価による技術評価点に係数αを乗じた値と契約制限価格の範囲内にある入札書の価格により算定される価格評価点に0.5を乗じた値とを加算した総合評価点の最も高い者を落札者とする。